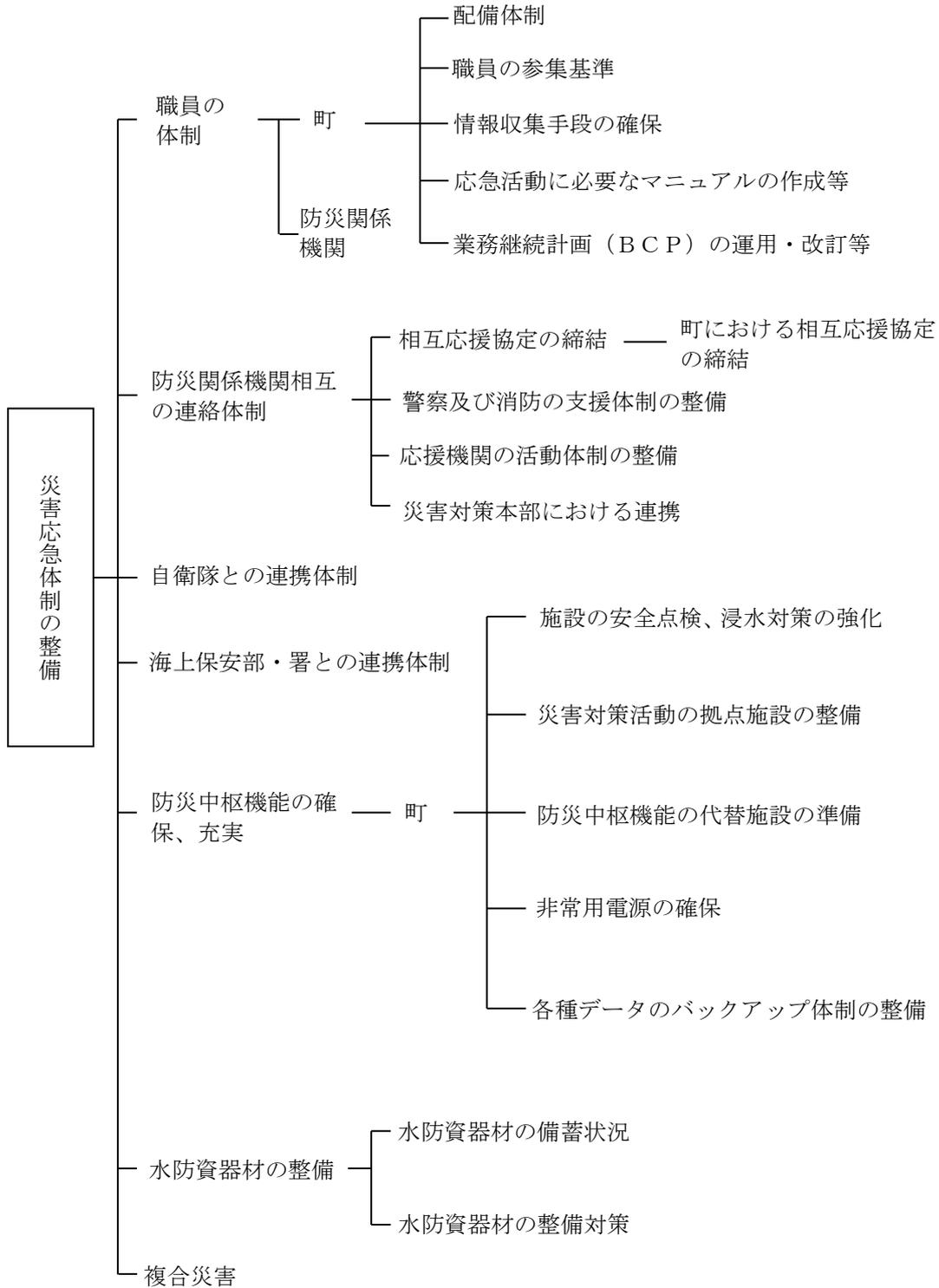


## 第6章 災害応急体制の整備

### 基本的な考え方

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。



第1節 職員の体制

第1項 町

町は、災害発生時の初動体制の確保を図り、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員参集体制を次のとおり整備する。

1 配備体制

職員参集基準の明確化を図るため、配備課、配備者についてあらかじめ次のように定める。

種別	配備の基準	配備課	体制の概要	職員の役割（概要）
第1警戒体制	和木町に気象注意報が発表された場合	企画総務課（宿直者） 1名以上	・気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;企画総務課&gt;</li> <li>・気象情報の確認（气象台、県からのFAX、防災行政無線等）</li> </ul>
第2警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 和木町に気象警報が発表された場合</li> <li>2 その他、町長が必要と認めるとき。</li> </ul>	企画総務課 2名以上	・情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;企画総務課&gt;</li> <li>・警察署、消防署、山口県防災危機管理課等と情報共有</li> <li>・山口県総合防災情報システムへの入力</li> </ul>
		企画総務課長 企画総務課長補佐 その他必要と認められる職員	・企画総務課長の判断により、関係課の所要人員を配備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;町長&gt;</li> <li>・避難準備情報発令</li> <li>&lt;企画総務課&gt;</li> <li>①庶務係</li> <li>・防災行政無線放送、防災メール、緊急速報メール等の配信</li> <li>・電話対応、被害情報とりまとめ</li> <li>②企画係</li> <li>・CATV文字放送、HP掲載</li> <li>&lt;都市建設課&gt;</li> <li>・現地パトロール、水門の開閉調整</li> <li>&lt;教育委員会&gt;</li> <li>・早期避難所開設</li> <li>（①総合コミュニティセンター、②和木中学校）</li> <li>・教育機関との調整</li> <li>&lt;保健福祉課&gt;</li> <li>・自主避難者の送迎</li> <li>・民生児童委員との連絡</li> <li>※その他、対応が必要な事案が発生した場合は各主管長の指示による。</li> </ul>

種 別	配備の基準	配 備 課	体 制 の 概 要	職 員 の 役 割 ( 概 要 )
災害警戒本部体制	第2警戒体制下において、以後の災害対応について協議を要すると町長が判断したとき。	町長 副町長 教育長 全課長  第2警戒体制の職員	・第2警戒体制の職員に加え、町長、副町長、教育長、全課長により組織される災害警戒本部を設置し、以後の対応等に努める。	<町長> ・避難勧告発令 <企画総務課> ①庶務係 ・避難勧告発令のための情報整理 ②企画係 ・マスコミ対応 ③財政係 庶務係、企画係の応援 <防災担当前任者> ・現防災担当の補助
災害対策本部体制	町内に相当規模の災害が発生するおそれがある、又は発生し、町の総力を挙げて災害対策に取り組む必要があると町長が判断したとき。(自然災害に関わらず、大規模な火災、コンビナート災害等を含む。)	全職員	・町の総力を挙げて災害対策に取り組む。 (職員の参集については、各主管長の指示によるものとする。自宅待機を含め、職員の人員交替に配慮する。)	<町長> ・避難指示の発令 <企画総務課> ・自衛隊、国土交通省TEC-FORCEの派遣要請 ・消防団の招集 <保健福祉課> ・避難所の増開設、備蓄品運搬 <税務課・会計室> ・保健福祉課の応援 <住民サービス課> ・ゴミ、がれきの処理及び清掃の手配 <都市建設課> ・道路、水道、下水等の応急対策 <議会事務局> ・議会防災組織との連絡調整 <こども園> ・保護者への園児の引き渡し ・企画総務課の電話対応、被害状況まとめ等の応援

## 2 職員の参集基準

「災害発生時の職員参集マニュアル」(平成27年3月改訂)に基づき、下記のとおり、職員の参集基準を定める。

- (1) 勤務時間外の第1警戒体制は、宿直者により対応する態勢であり、第2警戒体制は、あらかじめ指名された企画総務課職員及び企画総務課長の判断により、災害応急対策関係課の職員をもって対応する態勢である。
- (2) 災害警戒本部体制は、第2警戒体制の配備要員に加え、全課長により組織される災害警戒本部により対応する態勢であり、必要に応じて増員するものとする。
- (3) 災害対策本部体制は、町内で相当規模の災害(自然災害の他、大規模火災、コンビナート災害を含む)発生、又はその恐れがある場合における、町の総力を挙げて対応する態勢である。

なお、個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による。

- (4) 職員の呼集は、速達性を重視し「和木町防災メール(職員用)」による一斉配信メールにより伝達する。この際、伝達責任を有する所属長は、所属職員の受信状況、その後の行動等を把握する。

呼集を受けた職員は、あらゆる手段を尽くして、速やかに登庁する。ただし、自己又は家

族の負傷等により速やかな登庁が困難な場合には、所属長にその旨を連絡する。

### 3 情報収集手段の確保

職員は、発災から登庁における経路等において確認した被害状況等について可能な限り収集して報告する。この際、所属課室局毎に携帯電話等による伝達手段と連絡網について整備する。

### 4 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、「和木町業務継続計画」、「災害発生時の職員参集マニュアル」、「コンビナート災害時の住民広報マニュアル」等に基づき、各警戒体制、本部体制における業務に関する職員への周知、定期的な訓練の実施により、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関との連携等について徹底する。

### 5 業務継続計画（BCP）の運用、改訂等

大規模災害等の状況下において必要な行政機能の中断防止と早期の機能回復のため「和木町業務継続計画」に基づき、非常時優先業務の遂行に必要な体制を確立する。

この際、実行の基盤となる計画の組織、施設、業務遂行の体制等について、定期的な更新とともに、訓練等によりその実行性を維持・向上させる。

## 第2項 防災関係機関

防災関係機関においても、災害の発生に備え、町及び県と同様に非常事態に即応できる体制の整備を図るものとする。

### 第2節 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、町、県及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

#### 第1項 相互応援協定の締結

##### 1 町における相互応援協定の締結

各対策部は、それぞれの応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を締結しておき、災害発生時において積極的な協力が得られるようにしておく。

- (1) 県内全市町による広域消防相互応援協定
- (2) 災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

#### 第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された広域緊急援助隊等及び緊急消防援助隊の県内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

#### 第3項 応援機関の活動体制の整備

1 町は、近隣市町（消防本部）、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。

2 町は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。

臨時ヘリポートとして和木中学校グラウンド及び蜂ヶ峯総合公園グラウンドを場外着陸場として指定している。この他、必要に応じ、県との調整により防災広場（ヘリフォワード）に、臨時ヘリポートを確保する。

3 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した動拠点の整備を行うとともに、高潮、津波被害及びコンビナート災害を想定し、蜂ヶ峯総合公園地域内に拠点を確保する。

#### 第4項 災害対策本部における連携

##### 1 救出・救助機関

大規模災害が発生した場合、各機関は必要に応じて職員を町災害対策本部等に派遣し、災害現場における連携方法の調整、迅速な意思決定の支援を受ける。また、災害現場において、各部隊の現場責任者による現地対策本部を設置し、関係機関が一元的に情報収集・共有し活動できるようにする。

2 ライフライン事業者

大規模災害が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者は必要に応じて、町災害対策本部に連絡員の派遣を受け、被害状況の共有化を図り、迅速な復旧に繋げるものとする。

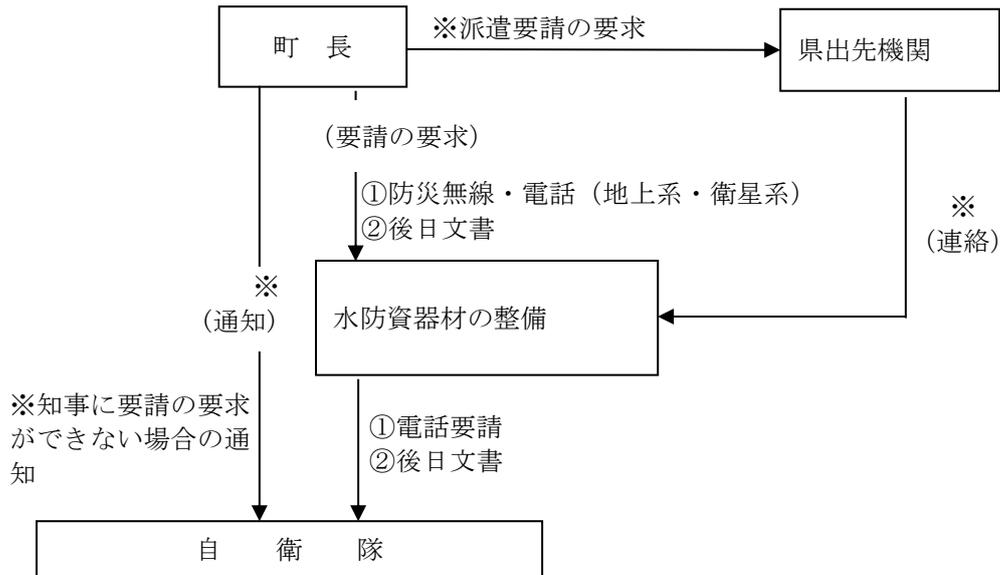
第3節 自衛隊との連携体制

自衛隊が災害派遣活動を迅速かつ的確に行うための、自衛隊集結地を蜂ヶ峯総合公園グラウンドとする。

町は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう県があらかじめ定めた次の事項等に従い、災害応急要請を行う。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先

※防災危機管理課への連絡が途絶した場合



陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281
			県庁内線 5184
			防災行政無線（衛星系） 217
海上自衛隊	第13旅団	広島県	082-822-3101
	中部方面總監部	大阪府	0727-82-0001
海上自衛隊	第31航空群	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
	呉地方總監部	広島県	0823-22-5511
	佐世保地方總監部	長崎県	0965-23-7111
航空自衛隊	第12飛行教育団	防府市	0835-22-1950（内線231）
	航空教育隊	防府市	0835-22-1950
	西部航空方面隊	福岡県	092-581-4031
	第3術科学校	福岡県	093-223-0981
	第17警戒隊	萩市	0838-23-2011

また、いかなる状況においてどのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておくものとする。

#### 第4節 海上保安部・署との連携体制

町は、海上保安部署との間の連携体制を整備し、場外着陸場として和木中学校グラウンド及び蜂ヶ峯総合公園グラウンドを指定しており、洋上で救助した負傷者の緊急搬送を想定した訓練を計画する。

岩国海上 保安署	広島海上 保安部	徳山海上 保安部	※上段は代表電話 下段は緊急電話
0827-21-6118	082-253-3111	0834-31-0110	
0827-24-4999	082-251-4999	0834-21-4999	

#### 第5節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において町及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。このため、次の対策を講じるものとする。

- 1 施設の安全点検、浸水対策の強化  
既存の施設設備にあっては、安全点検を行い、浸水対策の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- 2 災害対策活動の拠点施設の整備  
防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（町庁舎等）の整備に努める。
- 3 防災中枢機能の代替え設備の準備  
町庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備え、「町事業継続計画（BCP）」に基づく代替施設を準備する。
- 4 非常用電源の確保  
停電時への対応について、庁舎は「町事業継続計画（BCP）」に基づく72時間運用可能な非常用電源を確保する。医療機関等においては、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 各種データのバックアップ体制の整備  
資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

## 第6節 水防資器材の整備

### 第1項 水防資器材の備蓄状況

- 1 水防用の資器材は、町の水防倉庫及び県の各土木建築事務所及び各土木事務所に備蓄されている。
- 2 町においては、危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前に協議あるいは契約を締結する等により確保し、災害の発生に備えるものとする。

### 第2項 水防資器材の整備対策

#### 1 備蓄基準

町は、おおむね重要水防箇所内の堤防の延長2 kmについて1箇所の水防倉庫又は資材備蓄場所を設置し、山口県水防計画（県防災計画本編第3編第13章）に定める基準による資材器具を準備しておくものとする。

## 第7節 複合災害

町は、災害対応にあたる要員、資材について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を計画に定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。